

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策について

1. 緊急小口資金

申請時期

3月25日より申請受付開始

支援内容

一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

【貸付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限】

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

【償還期限】2年以内【貸付利子】無利子

問い合わせ先

お住まいの市町村社会福祉協議会（社協）

2. 感染症拡大防止協力金

申請時期・申請方法等

令和2年度補正予算成立に合わせて公表予定

支援内容

県の協力要請に基づき、4月24日から5月6日まで全て休業した事業者に対し、協力金20万円を支給する。

問い合わせ先

沖縄県商工労働部産業政策課：098-866-2330

3. 持続化給付金

申請時期

令和2年度補正予算成立に合わせて公表予定

支援内容

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】

前年の総売上(事業収入)

- (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

問い合わせ先

中小企業金融・給付金相談窓口0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

制度の詳細については検討中であるが、申請・給付の開始時期や方法等について基本的な考え方を経済産業省HPに記載。

4. 雇用調整助成金

支援内容

経済上の理由（新型コロナウイルスの影響も含む）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。

問い合わせ先

沖縄労働局：098-868-3701

コールセンター：0120-60-3999